

○中標津町地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱

令和 5 年 9 月 15 日要綱第 34 号

中標津町地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、中標津町地域おこし協力隊設置要綱（平成 25 年要綱第 39 号。以下「設置要綱」という。）に基づく、中標津町地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）の町内での起業促進及び町の活性化を図ることを目的に、隊員が町内で起業をするために要する経費に対し補助金を交付することについて、中標津町補助金交付規程（平成 15 年規程第 6 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 隊員等 設置要綱第 1 条の規定により設置された隊員又は隊員であった者をいう。
- (2) 起業 事業を営んでいない隊員等が所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 229 条に規定する届出により新たに事業を開始すること又は新たに法人を設立し事業を開始することをいう。
- (3) 事業継承 隊員等が事業を営む法人等から経営に関する権利、事業を行うために必要な資産その他当該事業に係る権利及び資産の全部を継承し、起業に準じて新たな事業主体として事業を行うことをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる隊員等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 設置要綱第 4 条第 2 項に規定する最長の任用期間終了の日から起算して前 2 年以内に町内において起業又は事業継承をする者
 - (2) 任用期間終了の日から 1 年以内に町内において起業又は事業継承をする者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する隊員等は、補助金の交付対象者としな
- (1) この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けた者
 - (2) 町税及び町に対し納入義務を有する納付金に滞納がある者
 - (3) 町内に現に居住していない者
 - (4) 中標津町暴力団排除推進条例（平成 24 年条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員である者

(補助金の交付要件)

第 4 条 補助金の交付対象となる事業は、隊員等が起業又は事業承継を目的として実施する事業で、町の活性化に資するものとする。

2 補助金は、前条に規定する補助対象者 1 人につき、一の年度に限り交付するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、起業又は事業継承に要する経費であり、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設備費、備品費、土地・建物賃借費
- (2) 法人登記に要する経費
- (3) 知的財産登録に要する経費
- (4) マーケティングに要する経費
- (5) 技術指導受入に要する経費
- (6) その他町長が特に必要と認めるもの

2 前項各号の補助対象経費について、国、道及び町等の他の補助を受ける又は受けている場合は補助の対象外とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費を合算した額とし、100万円を限度とする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、中標津町地域おこし協力隊起業支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 対象事業に関する書類
- (4) 同意書（町税の収納状況を調査する書類）
- (5) 住民票の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、中標津町地域おこし協力隊起業支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の変更申請)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ中標津町地域おこし協力隊起業支援補助金変更申請書（様式第5号）に第7条各号の変更後の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業を中止しようとするとき。
- (2) 補助金の額が増額となる変更をしようとするとき。
- (3) 補助対象経費の2割を超える減額をしようとするとき。
- (4) 事業内容の重要な部分を変更しようとするとき。

(補助金の変更決定)

第 10 条 町長は、前条の変更申請を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、中標津町地域おこし協力隊起業支援補助金変更交付決定通知書(様式第 6 号)により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告及び証拠書類の保管)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、中標津町地域おこし協力隊起業支援補助金実績報告書(様式第 7 号)に、次に掲げる書類を添付して町長へ提出しなければならない。

(1) 収支決算書(様式第 8 号)

(2) 対象事業に関する領収書の写し

(3) 起業又は事業承継が証明できる書類(個人事業にあつては「個人事業の開業・廃業等届出書」、法人にあつては「法人設立・設置届出書」等)

(4) その他町長が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(補助金の確定及び交付)

第 12 条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、これを審査及び必要に応じて行う現地調査等により検査し、適当と認める場合は、交付すべき補助金額を確定し、中標津町地域おこし協力隊起業支援補助金額の確定通知書(様式第 9 号)により補助事業者へ通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の補助金交付の請求をしようとするときは、中標津町地域おこし協力隊起業支援補助金請求書(様式第 10 号)を町長へ提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第 13 条 補助事業者は、補助事業の実施にあたり概算払が必要な場合は、中標津町地域おこし協力隊起業支援補助金概算払請求書(様式第 11 号)を町長へ提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求に基づき概算払をすることを決定したときは、中標津町地域おこし協力隊起業支援補助金概算払決定書(様式第 12 号)により補助事業者へ通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第 14 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数に相当する期間を経過したとき、次条第 3 号又は第 4 号の規定により補助金の全

部又は一部を返還したとき、又はその他町長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

- (1) 不動産又はその従物
 - (2) 機械及び重要な器具等に類するもの
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、補助目的を達成するため町長が特に必要があると認める財産
- (補助金の返還)

第 15 条 町長は、補助金の交付を受けた補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の全部又は一部について返還を求めることができる。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

- (1) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金を受けたとき。
- (3) 起業又は事業承継した日から 3 年以内に転出したとき。
- (4) 起業又は事業承継した日から 3 年以内に操業を停止し、又は廃業したとき。
- (5) 前条で制限する財産処分を行ったとき。

2 前項第 3 号又は第 4 号の規定による場合は、その期間に応じ、次の表に定める額を返還させることができる。

起業・事業承継した日から転出又は操業を停止 若しくは廃止するまでの期間	返還を求める額
1 年未満	交付決定額の 100 分の 100
1 年以上 2 年未満	交付決定額の 100 分の 50
2 年以上 3 年以内	交付決定額の 100 分の 30

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 15 日から施行する。